

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立環境研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの（24年のフォローアップまでに措置が終了したものを除く）。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月2日現在の所管省庁の提出資料による。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	独立行政法人国立環境研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 第3期中期計画に基づき、生態系フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 上記資産の国庫納付は、現物による納付を行うこととしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 研究施設等について必要性、有効性等からの見直しを行った結果、不要と認められるものはなかった。 ● 知的財産については、特許出願中の発明のうち、特許査定の見込みが無いと判断されたものについては、その権利化を放棄した。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 東京事務所の廃止などにより経費削減を実施している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 東京事務所は平成20年度に廃止している。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 地方支所、職員宿舎については該当なし。本部事務所その他の資産については、必要最小限のものにしている。なお、不要資産については、上記1に記載したとおりである。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約等見直し計画を着実に実施しており、研究機器の保守業務等についての参加者確認公募方式による調達を平成23年度分の契約から導入した。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,111,268千円(56.6%)、競争性のない随意契約3,158,605千円(43.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等272件(57.9%)、競争性のない随意契約198件(42.1%)。</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,344,031千円(31.5%)、競争性のない随意契約5,102,342千円(68.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等263件(58.7%)、競争性のない随意契約185件(41.3%)。</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等6,387,378千円(75.7%)、競争性のない随意契約2,046,138千円(24.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等310件(67.2%)、競争性のない随意契約151件(32.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 環境省及び法人(契約監視委員会)において、法人が締結した契約についての改善状況をフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、環境省及び法人のホームページで公表している。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約のホームページでの公表等を行った。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	● 左記に掲げる場合に該当する関連法人の財務状況について調査した結果、当該法人の平成23年度末における次期繰越収支差額は△62百万円であった。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ア)仕様要件について、過度の設定をしないための見直しを行っている。イ)調達する機器等の使用目的からリース方式が可能な場合には、積極的に活用している。ウ)価格調査に当たり、他の研究機関における納入実績等を把握するなどの取組を行っている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 次期のネットワークシステム運用管理業務を左記法律の規定に基づく民間競争入札で調達することとした。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)も踏まえ、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づく随意契約等の見直し、一者応札・一者応募の見直し等に係る取組を進め、経費の削減等を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役職員の給与については、引き続き、国家公務員に準じて規程等の見直しをしており、平成24年度から2年間は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて支給額を減額している。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 国に準拠した給与制度をとっており、事務・技術系職員については、人事交流等の影響を受けやすい状況ではあるものの概ね国家公務員と同水準となっている。研究職員については、研究業務遂行に高度な専門的な知見を要するため大学院修了者の割合が国家公務員より高くなっていることに加えて、常勤職員が増員できない中で任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど研究の質と量を高める必要があることから、契約職員等の管理・指導を含めてその役割に応じた処遇を行っていることにより100を上回っている。</p> <p>● 平成24年度給与において、国家公務員に比べて適正な給与水準を維持するため、国の給与制度の改正(「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」)に準じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告に準じた俸給月額平均0.23%の引き下げの実施 ・特例措置分として俸給月額の4.77%から最大9.77%の減額及び賞与の9.77%の減額等を行っている。 <p>○「国家公務員退職手当法」の改正に準じて、退職手当について、従来、勤続期間が20年以上の者の退職手当の調整率を「104/100」としていたが、勤続年数にかかわらず段階的に「87/100」まで引き下げることとした。</p> <p>今後とも、適正な給与水準を確保するように努める。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の検証をした上で総務大臣に報告している。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役員報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き業績反映のさせ方、改定内容、個別の支給額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査、環境省独立行政法人評価委員会において、給与水準の適正化に係る取組状況(ラスパイレス指数、給与制度等)について評価を実施しているところであり、引き続き、監事監査及び独立行政法人評価委員会による評価を実施していく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 平成23年度からの第3期中期目標期間における一般管理費及び事業費に係る具体的な効率化目標については、中期計画において、運営費交付金にかかる業務費(特定業務に係るものを除く。)のうち、毎年度、業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指すという目標を定めている。このためにも、第2期中期目標期間において11あった研究実施部門を第3期中期目標期間では8にしたとともに、上記1のとおり資産・運営の見直しを行うこととしている。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 事務に係る経費については、例えば、研究所から職員への口座振込の振込手数料を最小限度にするために、地元銀行と交渉し手数料減免措置を講じた銀行を振込みに使うことを職員に推奨している。国際的な研究活動において内外から高い評価を得た者や研究所の活動の発展に多大な貢献をした者等に対して授与する「NIES賞」の副賞を平成22年度から廃止した。職員の海外出張費については、従来からエコノミークラスの利用を行ってきた。</p> <p>● 職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、国家公務員に無い手当は支給していない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 中期目標期間における業務内容と一体のものとして、運営費交付金については、人件費は政府の削減方針に基づくこと、特定業務に係る業務費は当該年度に必要な経費を積算して計上すること、その他の業務費は上記の削減率により毎年度の削減を進めていくことを、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに明記している。各年度の運営費交付金を受けた予算執行段階においては、年度計画及び個別の研究課題毎の研究計画を、研究内容やスケジュールの妥当性を精査しつつ作成し、外部の専門家の評価・助言も受けつつ、計画的な執行を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 他の組織から独立した組織(監査室)を設置し、内部監査業務を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 外部資金の獲得のため、応募前に所内ヒアリング等を行い申請内容を精査し研究提案力の強化を図るとともに、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて研究活動や研究成果の積極的な発信に努め、民間等からの研究受託、寄附等の拡大を図る。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 特許権について、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して保有する特許権を精選し、活用を図る。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究業務については、8つの研究分野をカバーする外部専門家を評価者とする外部研究評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各分野の研究活動全般について評価を受け、評価結果を研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けた。また、その評価結果と当研究所の考え方について、ホームページで公表するなど、透明化を図っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 第3期中期計画に基づき、外部研究評価の結果を研究活動に適切に反映させるとともに評価結果とそれに対する当研究所の考え方を公表するなど、国民への説明責任を果たしている。</p>

No.	98	所管	環境省	法人名	独立行政法人国立環境研究所
-----	----	----	-----	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業① 重点研究プログラム	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。	2a	第3期中期計画に基づき、国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国際研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化する。 このため、研究連携部門等において、アジア等国際研究の推進のための戦略検討等を行っている。また、東日本大震災を踏まえ、「災害環境研究の俯瞰」として中長期的に求められる災害環境研究課題の全体像をとりまとめて公表するとともに、平成25年3月には「東日本大震災後の災害環境研究の成果」を中間的にとりまとめて公表した。 また、平成24年11月に環境分野の研究を実施している国・独立行政法人等との間の連絡調整・情報交換の場として、国立環境研究所が中心となって設置しその運営にも主導的な役割を果たしている「環境研究機関連絡会」の活動として、災害と環境をテーマにした公開シンポジウムを開催した。 なお、森林総合研究所とは昨年度に引き続き本年1月にも双方の理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、定期的な会合を持つなど連携強化を図っている。	引き続き、同様の対応を取る予定。
02 研究事業② 基盤的な調査・研究活動		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。	2a	また、有害物質動態の解明と予測モデルに係る研究開発等については、他独法や大学の研究実施状況や成果に係る情報を把握した上で、その成果を活用しつつ効果的・効率的な研究の実施に努めている。	引き続き、同様の対応を取る予定。
03 研究事業③ 知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資料のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。	2a	第3期中期計画に基づき、国際的な協調を意識しながら所内外の長期環境モニタリング事業と連携を図りつつ試料の収集、保存に努めるとともに、保存試料から環境情報を読み出すための計測手法の開発や応用、新たな保存試料、保存技術の検討などを通じて、少ない保存試料からより多くの情報が得られるように、試料としての価値を更に高め、活用を図っている。 平成24年度には、省エネやコスト削減を兼ねた試料保存場所の集約化を進めた。	引き続き、同様の対応を取る予定。
04 環境情報の収集・整理・提供に関する業務		情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。	2a	刊行物については、配布先等の見直しを行い、刊行物の発行部数を削減するとともに、ホームページによる情報発信に重点化する観点から、刊行物ページの充実を図った。平成24年度からは、研究報告や年報などについては原則として電子情報により提供することとした。また、刊行物を厳選して紙によることが不可欠なものに限って、紙媒体で発行することとした。インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて、環境研究の専門的知識を持たない人にも理解しやすい言葉で、研究活動や研究成果についての正確な発信を行うように努めている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 不要資産の国庫返納	27年度以降実施	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	3	第3期中期計画に基づき、生態系フィールドⅡ（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	当該研究終了後に速やかに国庫納付すべく準備を行う。
06 業務運営の効率化等	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。	2a	第3期中期計画に基づき、競争的な外部資金の獲得のため、所内で申請内容を精査し研究提案力の強化を図るとともに、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて研究活動や研究成果の積極的な発信に努め、民間等からの研究受託の増加を図っている。	引き続き、同様の対応を取る予定。
07 内部統制の強化	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年9月）に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。	2a	コンプライアンス委員会において、各種法手続が適正に行われているかの確認を行っている。また、コンプライアンスの確実な実践に資するため、研究業務等の遂行上関係する法令等による許可・届出・報告等の手続きを一覧表に整理し、所内に周知し対応の徹底を図っている。	引き続き、同様の対応を取る予定。

No.	98	所管	環境省	法人名	独立行政法人国立環境研究所
-----	----	----	-----	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	②組織の見直し 事務所の廃止	平成20年度中に東京事務所を廃止する。	1	平成20年度に廃止済み	-
2	大型実験施設等の見直し	平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。	1	平成20年度に大型実験施設等見直し計画を策定した。奥日光フィールド研究ステーションについては、研究拠点としての利用を平成20年度末までに廃止するとともに、平成22年度において、観測タワー、取水施設等の撤去を行った。	今後も大型実験施設等について更なる見直しを検討する。
3	③運営の効率化及び自律化 随意契約について	平成19年度末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。	1	平成19年度中に実施済み	今後も国に合わせて設定された随意契約の基準額に従い適切に随意契約を締結していくこととしている。